年金の仕組みを知ろう! - 第1回 -

＝ 現在の公的年金制度にたどり着くまでに ＝

歴史は明治から始まる

年金の歴史は、明治時代に遡ります。当時の軍人に恩給として支給する制度がもととなります。大正時代には公務員対象の恩給制度が始まり、さらに昭和時代になって船員や現場作業員（いわゆるブルー・カラー）、事務員等（いわゆるホワイト・カラー）と女性をそれぞれ対象として推移してきました。

国民が全員加入すること！

昭和36年に「国民年金法」が施行され、２０歳以上６０歳未満の日本国内在住の自営業とその配偶者は国民年金に加入しなければならないとして、日本国民全員が何らかの年金制度に加入する“国民皆年金”を確立させました。しかし、サラリーマンの配偶者や海外在住の邦人等一部の人たちは、任意加入となりました。

二階建て年金制度へ

昭和61年に年金制度が大きく改正されました。年金制度を二階建てへと改正し、サラリーマンの配偶者を強制加入させることにしました。（図表参照）

この改正以前の年金制度を「旧法」、改正以降の年金制度を「新法」と称しています。

平成に入り、さらに改正が・・

平成に入り、平成3年に20歳以上の昼間学生を強制加入させるよう改正されました。平成12年3月までは、本人の所得の有無にかかわらず、親元の所得額によって保険料免除が決定されていましたが、負担をなくすため、申請により保険料が免除されるよう制度改正されました。現在の免除制度は、法定免除と申請免除に大別されます。

次回は、生年月日と性別で異なる年金受給開始時期について、掲載いたします。

事務所だより

第６号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所

京都市伏見区

図表　公的年金制度の体系

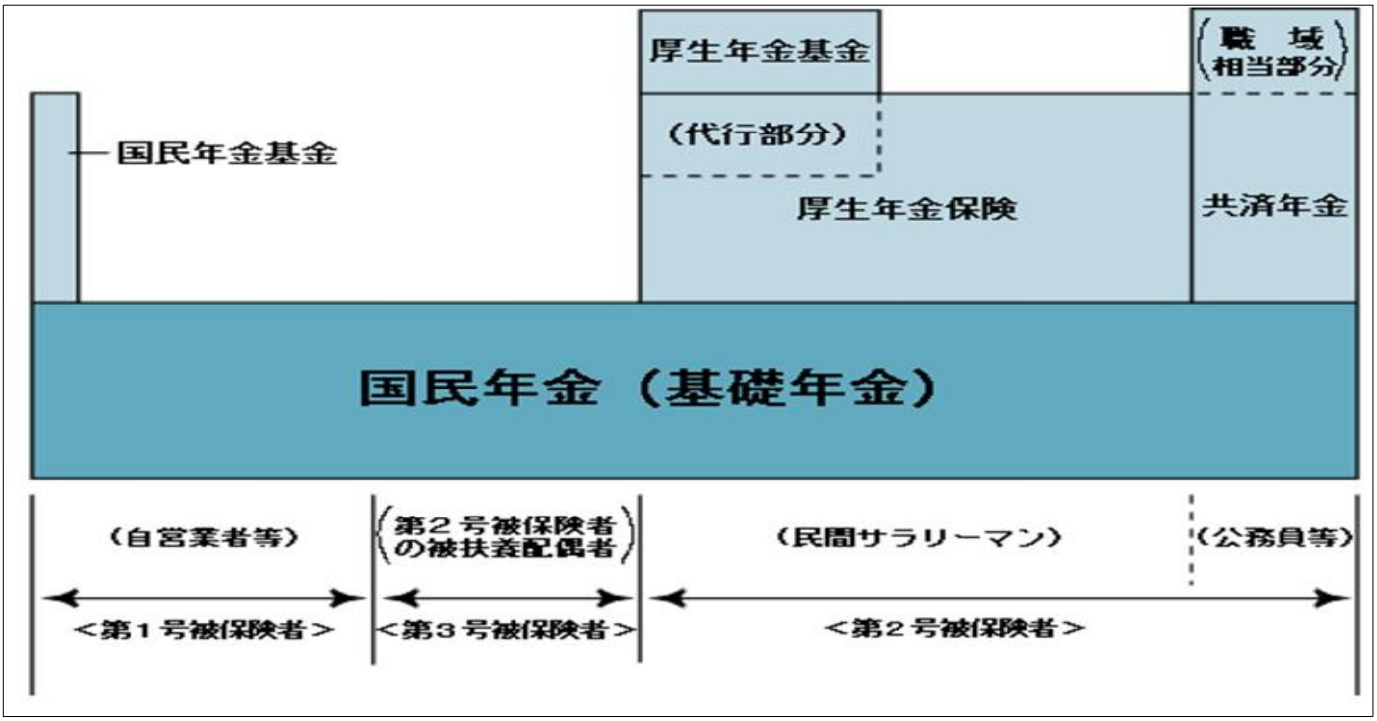

最低賃金が改定されました

京都府は12円増に！

京都府下にある事業所で就労する際に支払われる賃金額の最低限度が、今年10月17日より時間額717円から729円に改定されました。（特定の産業には別途、産業別最低賃金が定められています。）2年前と比較すると29円増となっています。

最低賃金の適用される労働者は？

この最低賃金は、正社員はもちろん、パート・アルバイトを含むすべての労働者に対して適用されます。最低賃金適用除外の労働者へは、昨年改正時に導入された労働基準監督署への『特例許可申請』が必要です。許可を受けずに最低賃金以下の賃金を支払うことはできません。

小規模事業所には、悪法？！

「売上げが落ちて、資金繰りも大変困難な状況の中で、賃金を引き上げるなんて！！」と、企業側の怒りの声が聞こえてきそうですね。確かに現状での賃金引上げが、企業の経営状況を急激に悪化させてしまうことも懸念されます。しかし、少し違う視点からみると、次のようにも考えられます。

生活が安定すると、その次は…

不況の時代だからこそ、労働者の生活を安定させることが、結果的に正常な経済活動へと結び付くのではないでしょうか。社会の一部のみが潤っていても、社会全体から見ると徐々に衰退していくことになるでしょう。

今一度、『最低賃金』について考えてみるのも良いかもしれません。

十一月の労務手続［提出先・納付先］

10日
○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）［公共職業安定所］
○労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）［労働基準監督署］

30日
○労働保険料の納付（延納第3期分）［郵便局または銀行］
○健保・厚年保険料の納付［郵便局または銀行］
○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出［社会保険事務所］
○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出［公共職業安定所］

Q 毎日、始業開始時刻に合わせて朝礼を行っていますが、特定の社員しか発言せず、マンネリ化しています。今後どのようにするべきでしょうか。

朝礼を活性化するには？

A 朝礼のマンネリ化防止策に、１週間単位や曜日単位であらかじめテーマを決めておいてはいかがでしょうか。テーマは、経営指針や業務上の困っていること、社会情勢などで、一人1分程度から始めると話しやすくなります。その際、発表者へ質問してもよいでしょう。また、出張や欠勤により朝礼に出られない社員への伝達は、上司または伝達者を決めておくと、社内情報の周知を図ることができます。

編集後記

今月号から新シリーズ「年金のしくみを知ろう！」と題し、私たちの大切な年金の制度等について4回にわたり連載いたします。新政権では、新たな年金のしくみを構想されていますが、私たちを煙に巻くようなことだけは…、というところでしょうか。（ぎん）

「事務所だより」の内容に関するご質問やご要望がございましたら、左記までご連絡ください。

藤田社会保険労務士事務所
京都市伏見区小栗栖南後藤町6-31-408
TEL・FAX　075-571-8611
E-mail　k-fujita@k-fujita-sr.com
URL　http://k-fujita-sr.com